

石綿が使用された建築物等の解体等に係る大気汚染防止法
に基づく届出等について（平成18年10月1日改正施行後）

滋賀県琵琶湖環境部環境管理課

1. 「特定粉じん排出等作業」の届出義務（法第18条の15関係）

次の一または二の建設工事施工者は、開始の日の14日前までに作業の場所・期間・石綿の除去の方法等について都道府県知事へ届出なければなりません。

【上記の届出の対象】

- 一 吹き付け石綿または石綿を含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材（以下、下線部については「特定建築材料」という）が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という）を解体する作業（規模要件はありません）
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業（規模要件はありません）

2. 「特定粉じん排出等作業」に係る規制基準（作業基準）（概要）

（共通事項）

見やすい箇所に、施工者名・住所、特定粉じん排出等作業の実施期間・作業方法、現場責任者の氏名・連絡場所を表示した掲示板を設けること

(1) 上記の一の作業（(2)又は(3)に掲げるものを除く）

次のイ～二の事項全てを遵守して建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること

- イ 特定建築材料の除去場所の隔離、作業場の出入口に前室を設置
- ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z4812のHEPAフィルタ付き集じん・排気装置を使用すること
- ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること
- ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、除去部分に飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の石綿を処理すること

(2) 上記の一の作業のうち、特定建築材料を、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業（次の(3)に掲げるものを除く）

次のイ～ハの事項全てを遵守して建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること

- イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること
- ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること
- ハ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、除去部分に飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の石綿を処理すること

(3) 上記の一の作業のうち、人の立入が危険な状態の建築物等を解体する作業などあらかじめ特定建築材料の除去をすることが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること

(4) 上記の二の作業

次のイ、ロの事項を遵守して建築物等に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は(1)のイ～二を遵守し、これら以外の方法で除去する場合は(2)のイ～ハを遵守すること
- ロ 特定建築材料を囲い込み又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化・接着状態を確認し、劣化が著しい場合や接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること

3. 「特定粉じん排出等作業」の施工者の作業基準の遵守義務（法第18条の17関係）

「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事の施工者は、その作業の方法について、作業基準を遵守しなければなりません。

4. 「特定粉じん排出等作業」の注文者の配慮（第18条の19関係）

工事の注文者は、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。